



岡情審査第28号

平成24年4月13日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年11月11日付け岡東市第313号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

戸籍訂正許可申請について（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書の開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は、妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮詢の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年9月24日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、本件公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。なお、本件請求は、電子情報処理組織にあらかじめ登録された公文書について、電子処理組織を使用して開示請求や対象公文書の閲覧ができる制度を利用して行われたものである。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年10月7日付けで、本件公文書について、対象となる文書に含まれる本籍・筆頭者氏名等戸籍の内容は、特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものにあたり、条例第5条第1号に定める個人情報に該当することを理由として、一部開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年10月23日付けで、処分の取消しを求めて本件異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、同年11月11日付けで、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮詢を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立人の主張要旨

実施機関は個人情報に該当するとの理由で非開示としたが、複本籍となつた経緯等については、経緯自体から本人が明らかになるわけではない。通常、本籍は一つであるため、除籍処理がされることによって、結果的に複本籍となつた理由を知りたい。複本籍になることは好ましいことではなく、問題があることだから、そのような状況がどのようにして引き起こされたのかについては、市民等の重要な関心事であり、また、第三者の個人情報を公開することになるとは考えられないので、明らかにするべきである。

2 実施機関の主張要旨

本件公文書に対する一部開示決定通知書によってなされた処分に対する異議申立てのうち、非開示とした部分の内容について誤解があり、当該部分には特定の個人情報が記載されている。

まず、本件公文書は、本件戸籍が複本籍になっていることを発見したため、戸籍法第24条第1項及び第2項を根拠に、岡山地方法務局の長に対して戸籍訂正のための許可を得るための申請を行ってもよいかを伺ったものである。

この度、非開示となつた箇所は、当該戸籍に在籍する特定の個人が行った身分行為、その年月日、その身分行為にともなう戸籍の記載がなされていなかつたという事実及びそれによって訂正した戸籍と訂正するに当たつての資料とした特定の戸籍の本籍、筆頭者氏名、事件本人氏名等が記されているのみで、申立人が求める当該戸籍訂正に至つた経緯が記

されたものではない。

文書中の起案票及び戸籍訂正許可申請書に含まれる本籍、筆頭者氏名、事件本人氏名、生年月日、個人が行った身分行為についての記載、添付書類である戸籍は、特定の個人を識別することができるもの、または個人を識別することはできないが、公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものにあたり、条例第5条第1号に定める個人情報に該当するため、非開示とするのが妥当と考える。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成21年4月9日起案の文書番号岡東市第12号の「戸籍訂正許可申請について」とする文書であり、その内容は次のようなものである。

(1) 担当者が、決裁権者の承認を求めるために起案した起案文を記載した起案票として、個人の行った身分行為、戸籍訂正許可申請の理由(除籍処理がされていないため、複本籍になっているので、訂正の必要がある。)、訂正対象となった戸籍の内容が記載されている。

(2) また、上記起案票には、戸籍訂正許可申請として事件本人の本籍、筆頭者氏名、本人氏名、生年月日、訂正の事由、訂正の趣旨(別紙に訂正対象となった戸籍の内容を掲載している。)を記載した文書が添付されている。

2 条例第5条第1号該当性について

- (1) 条例第5条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とする旨規定している。
- (2) 実施機関は、本件公文書の本籍、筆頭者氏名、事件本人氏名、生年月日、個人が行った身分行為、戸籍の内容を非開示としており、この非開示部分には、申立人が主張する複本籍になった経緯を確認できるものはなく、仮に実施機関が対象文書を全部開示したとしても、申立人の目的が達せられるものでもない。いずれにしても、実施機関が非開示とした部分は、条例第5条第1号に規定する個人情報に該当し、したがって、当該部分を非開示とした実施機関の処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」とおり判断するものである。

第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年11月11日	諮問書の收受
平成23年12月 8日	実施機関側意見書の收受
平成23年12月19日	審 議
平成24年 1月30日	審 議
平成24年 2月20日	実施機関側事務概要説明並びに審議
平成24年 3月26日	審 議
平成24年 4月13日	答 申